



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年6月3日（火） 第10302号

目次

ページ

規則

○群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（危機管理課）

2

落札

○落札者等の決定（警察本部会計課）

3

○同

3

■ 規則

群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十三号

群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

群馬県災害救助法施行細則（昭和三十五年群馬県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一(一)3中「三百五十円」を「三百六十円」に改め、同表一(二)1(2)中「六百八十八万三千円」を「七百八万九千円」に改め、同表二(一)3中「千三百三十円」を「千三百九十円」に改め、同表三(三)1の表夏季の項中「一九、八〇〇円」を「二〇、三〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二六、一〇〇円」に、「三七、七〇〇円」を「三八、七〇〇円」に、「四五、〇〇〇円」を「四六、二〇〇円」に、「五七、〇〇〇円」を「五八、五〇〇円」に、「八、三〇〇円」を「八、五〇〇円」に改め、別表第一の三(三)1の表冬季の項中「三二、八〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「四二、四〇〇円」を「四三、五〇〇円」に、「五九、〇〇〇円」を「六〇、六〇〇円」に、「六九、〇〇〇円」を「七〇、九〇〇円」に、「八七、〇〇〇円」を「八九、三〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一二、三〇〇円」に改め、別表第一の三(三)2の表夏季の項中「六、五〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「八、七〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、四〇〇円」に、「一五、九〇〇円」を「一六、三〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、別表第一の三(三)2の表冬季の項中「一〇、四〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「一三、六〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「一九、四〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「二三、〇〇〇円」を「二三、六〇〇円」に、「二九、〇〇〇円」を「二九、八〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、別表第一の六(一)2中「五万五千五百円」を「五万三千九百円」に改め、同表六(二)2(1)中「七十一万七千円」を「七十三万九千円」に改め、同表六(二)2(2)中「三十四万八千円」を「三十五万八千円」に改め、同表八(三)2中「五千二百円」を「五千五百円」に、「五千五百円」を「五千八百円」に、「六千円」を「六千三百円」に改め、同表九(三)中「二十二万六千五百円」を「二十三万二千二百円」に、「十八万八百円」を「十八万五千七百円」に改め、同表十一(四)1中「三千六百円」を「三千七百円」に改め、同表十一(四)2中「五千七百円」を「五千九百円」に改め、同表十二(二)中「十四万円」を「十四万三千九百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県災害救助法施行細則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和7年6月3日

群馬県警察本部長 倉木 豊 史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 警察署及び分庁舎通信回線整備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和7年5月21日
- 4 落札者の名称及び所在地 東日本電信電話株式会社群馬支店 群馬県高崎市高松町3番地
- 5 落札金額 136,810,080円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和7年4月11日

次のとおり落札者を決定した。

令和7年6月3日

群馬県警察本部長 倉木 豊 史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 分庁舎・交番・駐在所等通信回線整備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和7年5月21日
- 4 落札者の名称及び所在地 東日本電信電話株式会社群馬支店 群馬県高崎市高松町3番地
- 5 落札金額 282,102,040円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和7年4月11日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111